

1 茨城県民が、茨城県政のさまざまな課題について「県民投票条例の制定」を求めることについて、どのようにお考えですか？

(回答)

地方自治体の住民が条例の制定を直接請求で求めることは、地方自治法で認められた住民の権利であり、その一つとして住民投票条例を求めることも当然の権利として認められています。県議会で決定する事案について、すべて住民投票を行うことは現実的ではありませんが、特に県民全体の生命・財産等に大きな影響を与える事案について、県民の間で意見が大きく二分されている場合や、選挙で選ばれた首長と議会に委ねられないと多くの県民が判断した場合に、住民投票が求められると考えます。知事と県議会議員は主権者である県民によって選挙で選ばれて現在の地位にあるのであり、その主権者県民が特定の事案については自ら意思表示を行うというのが「県民投票条例の制定」を求める直接請求ですから、当然、県議会、知事も重く受け止めなければならないと考えます。

2 当会は 2020 年 6 月「東海第二原発の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定」を求め、茨城県へ直接請求を行いました。県議会で否決されました。この点についてご見解をお聞かせください。

(回答)

知事と県議会多数派が県民投票条例の制定に反対した主な理由は、議会での発言によれば、①安全対策工事が終わっていない、②実効性ある避難計画がまだ出来ていない、③県民に①と②の情報が十分提供できていない、だから県民の意見を聞く方法はまだ判断できない、ということでした。しかし、県民投票条例を制定しても、県民投票を行う時期は指定していない条例案ですから、本当にその理由なら、否決する必要はなかったと思われます。知事と県議会多数派は、「県民投票を求める県民の声は重く受け止める」と言いながら、住民の意見をどのように聞くかという方法と、いつ聞くかというタイミングを混同させて、結果的に県民投票の実現を遠ざけました。実際には、県民投票を実施して、もしも再稼働反対が多数という結果が出たら、知事と議会多数派だけで勝手に再稼働に同意することが難しくなるため、県民の意思を県民投票によって明らかにすることを避けたい、というのが本音ではないかと想像します。

3 東海第二原発の再稼働について、茨城県民の意思をどのタイミングで確認すべきとお考えですか？

(回答)

県民の意思確認に、上記①～③の条件が整う必要があるのかどうか、疑問です。

事業者は再稼働を目指して安全対策工事を粛々と進めています。各自治体の避難計画策定は、行政が真面目に取り組めば取り組むほど混迷を極めているように見えます。国の担当者が、それほど真面目に取り組む必要はない、と言っているほどです。一方、安全対策工事には莫大な費用が掛かり、事業者はますます再稼働しなければならない状況に追い込まれ、それも理由として再稼働を認めてくれと知事や議会、住民に働きかけるでしょう。本来ならば、安全対策工事に着手する前に県民投票が行われるべきだったと思います。県民投票の結果によって、事業者は必要な工事を行えばよいからです。しかし、すでに安全対策工事は進められています。

そこで、まずは出来るだけ早く、県が再稼働の是非を判断する前には必ず県民投票を行う、と決定することが重要です。その上で、実効性ある避難計画が本当にできるのか、という点に絞って集中的に専門家や関連自治体も参加して検討を行い、その結果を県民に情報提供して、安全対策工事の進捗には関係なく、県民投票を実施すればよいと思います。

4 「東海第二原発の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定」は、どのような条件が整えば賛成しますか？ま

た、再度の直接請求についてどのようにお考えですか？

(回答)

県民投票条例制定に賛成します。特に必要な条件はありません。

再度の直接請求は大変な労力を要することであり、また、前回県議会で否決された理由が「時期尚早で判断できない」ということを踏まえれば、再度の直接請求は大きな意味を持つと思われます。再度の直接請求が行われた場合には、知事も県議会も真剣に受け止めて議論をする必要があります、多くの県民もその議論に注目することになります。原発は再稼働してもしなくても、県民全体の生活に大きな影響を及ぼすため、結論がどちらになろうとも、多くの県民が自分事として情報を得、考え、話し合うことが不可欠であり、再度の直接請求はその機会を作る重要な取り組みであると考えます。